

年 金 あ れ こ れ

～保険料納付を忘れずに・・・
納めて安心国民年金～

■国民年金保険料の「免除制度」

本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定基準以下の場合や、失業などにより納付することが困難な場合は、申請して承認されると下表のように保険料の納付が免除されます。

全額免除		(納付なし)
4分の3免除	4分の1納付	(保険月額： 4, 120円)
半額免除	半額納付	(保険月額： 8, 250円)
4分の1免除	4分の3納付	(保険月額： 12, 370円)
全額納付		(保険月額： 16, 490円)

どの免除に該当するかは前年所得により基準が定められており、被保険者、配偶者及び世帯主それぞれの前年所得が免除の対象となる基準額を下回る場合に承認されます。

また、失業した場合は本人の前年所得にかかわらず、申請して承認されると保険料が免除されます。(免除を申請する日の属する年度、または、その前年度に失業した方が対象です。)

※保険料の免除を受けた場合は、免除期間や金額に応じて年金受給額が減額されます。

【老齢基礎年金の計算式】

$$779,300円 \times \left[\frac{\text{保険料納付済月数}}{40} + \frac{\text{全額免除月数} \times 1/2}{40} + \frac{\text{4分の1納付月数} \times 5/8}{40} + \frac{\text{半額納付月数} \times 6/8}{40} + \frac{\text{4分の3納付月数} \times 7/8}{40} \right] \times 12月$$

ただし、減額された保険料を納めないまましていると、その期間は「未納期間」として扱われ、老齢基礎年金の受給資格を得る期間には数えられず、老後の年金額にも反映されません。免除が認められた方は、納付分の保険料は必ず納めましょう。

また、免除を受けた期間の保険料は、10年以内であれば後から納めること（追納）ができますので、満額の年金に近づけるためにもぜひご利用ください。

■お問い合わせ：旭川年金事務所 TEL 0166-27-1611 または住民課お客さま窓口係 TEL 32-2500

こ れ か ら の 家 庭 教 育

～点と点がつながる～

日本でもっとも売れているスマートフォン、iPhoneを生んだ人物をご存知でしょうか。「渴望せよ。愚か者であれ」などの名言でビジネス界以外にもその名を遺したスティーブジョブズ氏です。彼がスタンフォード大学の卒業式で学生たちに話した15分ほどのスピーチの中に、人生を設計する上で重要なメッセージが含まれていますので、その一部をご紹介します。

「点と点がつながる」

ジョブズ氏は両親がお金と生活に苦労しながらも入学させてくれた大学生活をとてつまらないものに感じ、学費が勿体ないという理由から半年で退学しています。しかし、実際はその後、楽しいと思える授業に潜り込み1年半大学に居座り続けました。その時学んだ「飾り文字」の知識は10年後にマッキントッシュ(マック)というパソコンをつくる時に当時の見にくいデジタル文字に革命を起こしました。しかし、ジョブズ氏はマックをつくるために飾り文字を学んだわけではなかったのです。楽しくてのめり込んだことが、後になって活かされたのです。

私たちが子どもたちにさせたい学びは、今ここでしかできない「点」を作らせてあげることです。それがスポーツなのか、昆虫なのか、言語なのか、もしかしたらゲームなのかはわかりません。点と点をつなぐことは後になってからしかできないのです。大人にも様々なシーンで、資格があればとか、人脈があればなど思うことがあるかもしれませんが、それは過去に作った点に当たるものです。今やっていることは人生のどこかで、あらゆる形で実を結ぶことを信じて、今のめり込めることを一生懸命やるのが大切なことなのかもしれません。

